

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例
公布年月日・番号 平成15年3月14日・東京都条例第36号

1 概要

自然公園法（昭和32年法律第161号）の改正等に伴う改正である。

(1) 風景地保護協定に基づく行為を条例の行為規制等の適用対象から除外

自然公園法及び東京都自然公園条例の改正に伴い、風景地保護協定に基づく行為を次に掲げる条例の行為規制等の適用対象から除外した（第25条第3項、第30条第1項及び第2項、第43条第6項、第56条）。

保全地域内の行為の許可（第22条第3項、第24条、第28条）

保全地域内の行為の届出（第23条第1項、第29条）

野生動植物保護地区内の野生動植物の捕獲、殺傷、採取損傷の禁止（第25条第3項）

東京都希少野生動植物保護区内の行為の許可（第43条第4項）

開発許可（第47条第1項、第48条第1項）

(2) 自然公園法、東京都自然公園条例、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正に伴う引用条項等の整備

引用する法律名の変更（「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」）（第12条第2項）

引用条項の変更（第 1 2 条第 2 項、第 5 6 条）

2 施行期日

自然公園法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 29 号）の
施行の日（平成 15 年 4 月 1 日）

ただし、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正に伴う規定整備は
平成 15 年 4 月 16 日

3 問い合わせ先

環境局自然環境部計画課管理係

直通電話 03（5388）3539

都庁内線 42 - 611